

津山市デジタル社会の推進に向けた取組方針  
(案)

令和3年3月

## 目次

1 はじめに .....	2
2 デジタル社会推進の目的 .....	2
3 国の方針及び計画 .....	2
4 取組方針 .....	3
(1) 住民生活に密接に関わる地域課題の解決 .....	4
(2) 持続可能な地域産業の基盤づくり .....	5
(3) 交流人口・関係人口の創出・拡大 .....	5
(4) 未来を支える人材の育成 .....	6
5 取組を円滑に進めるための基盤整備 .....	6
(1) 情報通信基盤の整備 .....	6
(2) 共通データ基盤の研究及びオープンデータ化の推進 .....	7
(3) 組織体制の整備 .....	7
(4) デジタル人材の確保・育成 .....	8
6 おわりに .....	8

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大は、日本経済に対して甚大な影響を与えたとともに、地方への移住の関心の高まりやテレワークをはじめとした新たな働き方など、国民の意識や行動に変容をもたらした。

本市においても、感染症の拡大により、従前からの様々な課題が顕在化し、共生期間はもとより、収束後を見据えた地域経済の再生と行政の効率化やサービス向上に向けた取組が急務となっている。

こうしたことを背景に、本市は、経済分野の専門家や地元経済団体等代表者から今後の経済戦略や地方創生への取組について意見を聴取するため、令和2年8月19日に第1回津山市地域経済再生専門家会議を開催した。

### [主な意見]

- ・感染症の影響による社会の変化を好機と捉え、空き店舗などのマイナスストックをプラスに変えるような取組をしてほしい。
- ・デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）にいち早く取り組む必要がある。
- ・市では組織横断的に民間と協調して対策を練る必要がある。
- ・都市部に在住している専門人材、高度人材を獲得するチャンスである。

これらの意見を受け、本市では令和2年10月22日に津山市みらい戦略プロジェクトチームを設置し、デジタル技術等を活用しながら、本市の拠点都市としての付加価値を高めるための今後の取組方針を定め、組織横断的に対応することとした。

## 2 デジタル社会推進の目的

デジタル技術等を活用し、「新たな日常」への対応を進め、住民が安全で安心して暮らすことができ、豊かさを実感できる社会の推進を図り、もって本市の拠点都市としての付加価値を高めることを目的とする。

## 3 国の方針及び計画

国においては、令和元年度に一部改正をされた情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）が施行され、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。）を基本原則として明確化し、取組を進めてきた。

しかしながら、感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが、国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったこ

とや、国や地方公共団体において導入している情報システムや業務プロセスがそれぞれ異なるため、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、様々な課題が明らかになった。

こうしたことから、国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「デジタル改革基本方針」という。）の策定及び「デジタル・ガバメント実行計画」の改定を令和2年12月25日に閣議決定した。

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の将来像、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針等を定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の全面的な見直しの必要性、デジタル庁（仮称）設置の考え方等について、政府としての方針を示している。また、デジタル・ガバメント実行計画については、感染症の拡大に伴い表面化した様々な行政デジタル化の課題について、取組を加速するとともに、計画的かつ実行的に進めていくための改定を行っている。

同時に総務省は、デジタル・ガバメント実行計画における各政策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくために「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（計画期間：令和3年1月～令和8年3月。以下「自治体DX推進計画」という。）を策定した。この計画において、自治体の役割を次のように示している。

#### 「自治体DX推進計画」1. 1より抜粋

自治体においては、まずは、

- ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、
- ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM<sup>※1</sup>等により自らの行政の効率化・高度化を図ることが可能となる。加えて、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることにより、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にも繋がっていくことが期待される。

※1 Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

## 4 取組方針

本市においては、感染症の拡大により生じた様々な課題の他に、人口減少・少子高齢化などの従来からの課題も継続していることを考慮し、これらの課題を総合的

に解決していくための次の4つの取組を進め、本市のデジタル社会の推進のための環境整備を図ることとする。

### (1) 住民生活に密接に関わる地域課題の解決

感染症による影響からの回復を図りつつ、地域の課題解決や魅力向上を実現するためには、住民サービス全般の利便性の向上や、子育て、医療、福祉、防災など住民生活に密接に関わる分野の対策が不可欠である。

国は、自治体DX推進計画において、自治体に取り組むべき6つの重点取組事項を次のように示している。

#### 「自治体DX推進計画」3. より抜粋

##### 【重点取組事項】

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及
- (3) 自治体の行政手続きのオンライン化
- (4) 自治体のAI・RPAの利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

行政手続きのオンライン化についての目標時期を令和4年度、情報システムの標準化・共通化についての目標を令和7年度としており、自治体には早期から組織横断的な推進体制を整え、現行システムの調査や、スケジュール策定など、計画的なシステムの移行・導入に向けた検討や各種対応を求めている。

本市においても、県の電子申請サービスやマイナポータルなどを活用した電子申請の導入を進める。導入にあたっては、単なるシステムの変更にとどまらず、標準準拠システムへの移行及び、手続きの最初から最後までオンラインで行うことを前提とした業務プロセスの見直しや、関連業務も含めたシステム最適化などに全庁をあげて取り組んでいく。業務プロセスの見直し等の際には、積極的にAI・RPAの利活用を検討し、更なる業務の効率化に取り組む。

行政手続きのオンライン化を推進するためには、住民へのマイナンバーカードの普及が前提となることから、マイナンバーカード取得率向上のための取組や交付体制の充実を図っていく。

住民生活に密接に関わる地域課題の解決にあたっては、全国各地で様々な分野においてデジタル技術を活用した取組が行われている。デジタル技術の活用は従来とは異なるアプローチにより改善・解決への道筋ができる可能性が広がっており、本市においても先進事例を参考にしながら実情に即した取組を積極的に行うこととする。

多様な環境にある全ての住民にデジタル社会に参加してもらうために、年齢、地理的条件や経済的状況等に基づく格差を是正することにより、全ての住民が、有用な情報に公平に安心してアクセスできる環境を構築し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指して取り組んでいく。併せて、住民にデジタル社会がもたらす価値について丁寧に説明し、デジタルリテラシー<sup>※2</sup>の向上等を図ることによって、デジタル化の浸透を促進する。

※2 デジタル機器の操作などに関する能力や、情報を取り扱う上での理解、さらには情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力。

## (2) 持続可能な地域産業の基盤づくり

本市においては、高校卒業後、大学等への進学や就職などで、多くの若者が市外に流出している。その原因の一つとして、希望する職業に就職できる環境が十分整っていないことが課題となっている。若者の地域への定着を促進するためには、安定した雇用形態と収入といった「経済基盤の確保」が重要であるとして、「第2期津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を基本目標の一つに掲げ、取組を進めているところである。

つやま産業支援センターでは、令和元年12月に「つやまICTコネク」を設立し、市内のICT企業がネットワークを形成し、ICT人材の市内就業へ向けた情報発信や人材育成、地域産業の生産性向上や発展に寄与するICT導入の促進などに取り組んでいる。今後は、ICT技術の活用による地域課題解決を通じた新たなサービスモデルの構築や普及も進めていく。

## (3) 交流人口・関係人口の創出・拡大

テレワークやリモート会議は、感染症拡大に伴う外出自粛要請等を契機として、多くの人を経験したことにより、社会の理解が進み、新しい働き方として認知されることとなった。更に、2拠点居住や多拠点居住、ワーケーションなどのこれまでにない働き方により地方へ拠点を動かす人や、企業自体が人口密度の高い都市部から地方へとオフィスを移転する動きも以前より多く見られるようになってきた。本市においても、これらの人や企業の受入地域として、テレワーク拠点の整備や活用、地元住民のコミュニティなどでの受入体制作りなど、利用したい人や企業の動機や、ニーズを踏まえた交流人口・関係人口の創出・拡大に取り組んでいく。

観光等の分野においては、感染症拡大の影響を大きく受け、圏外から本市を来訪することが難しい状況となっている。今後は、バーチャルで旅行し、ネットショッピングで現地の特産品を購入するなど、新たな観光スタイルの増加も予想されている。「新たな日常」に対応した観光地、宿泊施設、飲食店の紹介など、利用

者のニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに発信できるよう、デジタルマーケティングに基づく情報発信やコンテンツの造成に取り組んでいく。

#### (4) 未来を支える人材の育成

生産年齢人口の減少や、グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化しており、将来の予測が困難な時代となっている。今後は、創造性や協調性が必要な業務や非定型な業務が、人が行う仕事の中心になることが予想されている。

このように急激に変化し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められる。

国は、令和5年度を目標に児童生徒向けの一人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境を一体的に整備するGIGAスクール構想を進めてきた。今回の感染症拡大に伴う臨時休業を受け、緊急時においてもICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するために、様々な支援策を打ち出している。

本市においても、児童生徒一人1台環境や学校ネットワークの整備を、当初の計画から令和2年度中に前倒して行った。今後は、児童生徒のデジタルリテラシーの向上やICT機器の活用推進を図り、一人ひとりに個別最適化された授業づくりを段階的に進めていく。また、大学や企業と連携して、基礎学力定着に向けた読解力育成や先進技術を活用した質の高いオンライン教育等の研究を行い、主体的、対話的で深い学びの定着を目指していく。

今後の取組については、上記の4つの取組方針の区分にとらわれず、相互に課題や活用できる技術の情報交換を行いながら、より高い効果が得られるよう総合的に進めなければならない。

また、本市の取組の推進にあたっては、「デジタル改革基本方針」をはじめ、「デジタル・ガバメント実行計画」や「自治体DX推進計画」等の国の方針や計画を参酌することはもとより、本市の実情に即したデジタル技術の円滑な導入を図るため、他都市の取組状況等にも注視しながら、4つの取組を進めていくこととする。

### 5 取組を円滑に進めるための基盤整備

#### (1) 情報通信基盤の整備

ICT技術を活用した様々な取組を行っていく上では、地域への超高速通信網の整備は必須である。しかしながら、本市には光回線が未整備の地域もあることから、民間事業者と協力しながら、その解消に向けた取組を引き続き進めていく。

また、今後は、第5世代移動通信システム(5G)などの新しい情報通信基盤

の整備・普及についても、必要な対策を講じていく。

## (2) 共通データ基盤の研究及びオープンデータ化の推進

地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションを創出していく上で、行政が所有するデータを民間企業等が有効に利用できる環境を整えることは非常に重要である。国が進めるシステムの統一化・標準化の実現により、全国統一のフォーマットによるデータの公開が容易になることが見込まれている。

本市においても、この機会を捉え、公開データの拡大、データの収集から管理、提供に至るデータ基盤の整備についての研究、オープンデータ化の推進やそれを活用した政策立案やデータ分析を行える人材の育成などに取り組んでいく。

## (3) 組織体制の整備

自治体DX推進計画に定める重点取組事項は、極めて多くの業務に関係する対策を短期間で実行するものであり、組織の壁を越え、全体を最適化しながら進める必要があるため、全庁的かつ組織横断的な推進体制の構築が不可欠である。本市においても自治体DX推進計画に示された組織体制を参考にしながら、本市の実情に合わせた組織体制を検討する。

### <参考>「自治体DX推進計画」2.(1)より抜粋

#### [首長]

DXの推進にあたっては、仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革も必要となる中、首長自らがこれらの変革に強いコミットメントを持って取り組む。

#### [CIO]

首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者（CIO：Chief Information Officer）を中心とする全庁的なDX推進体制を整備する。CIOは、いわば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましい。

#### [CIO 補佐官等]

CIOを補佐する体制を強化するため、CIO補佐官等の任用などの取組みを進める。また、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等については、外部専門人材の活用を積極的に検討する。

#### [情報政策担当部門]

情報政策担当部門は、団体の保有する情報資産や情報関係予算を一元的に把握し、重複投資の排除や情報システムの全体最適化に役立てる。

#### [行政改革・法令・人事・財政担当部門]



行政改革・法令・人事・財政担当部門は、自治体 DX の必要性を十分に認識し、管理部門として、CIO・情報政策担当部門と連携強化を図りつつ、自ら DX を推進していく役割を果たす。

[業務担当部門（特に窓口担当部門）]

自治体のデジタル化は、業務改革の契機であることを踏まえ、今後5年間の DX の取組みを通じてどのように業務を変えていくのかという観点から、主体性を持って DX 推進に参画する。

#### (4) デジタル人材の確保・育成

取組を効果的に進めるためには、国が示す組織体制にある、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となる。CIO補佐官として、ICTの知見を持った上で、本市の実務に即した技術導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することを検討する。CIO補佐官を検討するにあたり、企業版ふるさと納税制度の活用や、国の支援等も視野に入れ、外部専門人材の登用やCIO補佐官に求める業務内容や量によっては、他の団体との兼務等を前提とした任用も検討する。

また、全庁的な対応を行うにあたり、情報化担当職員の確保・育成も課題となっている。職員に対する研修等を通じて、更なる内部人材の育成を進めることも重要である。

## 6 おわりに

各施策の推進にあたっては、その効果を検証し適宜見直しを行うことにより、効果的なものとなるよう努めなければならない。

また、近隣の地域と積極的な連携を図ることにより、更に効果が見込まれる施策については、津山圏域定住自立圏や岡山連携中枢都市圏などの枠組を活用することも検討していく。